



追加型投信／海外／債券

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型) 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料
データ基準日: 2016年8月5日

平素より、「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドは2016年8月5日に第155期の決算を迎え、当期の分配金を前期の65円(1万口当たり、課税前)から45円(1万口当たり、課税前)に引き下げましたことをご報告申し上げます。
今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2016年8月5日)

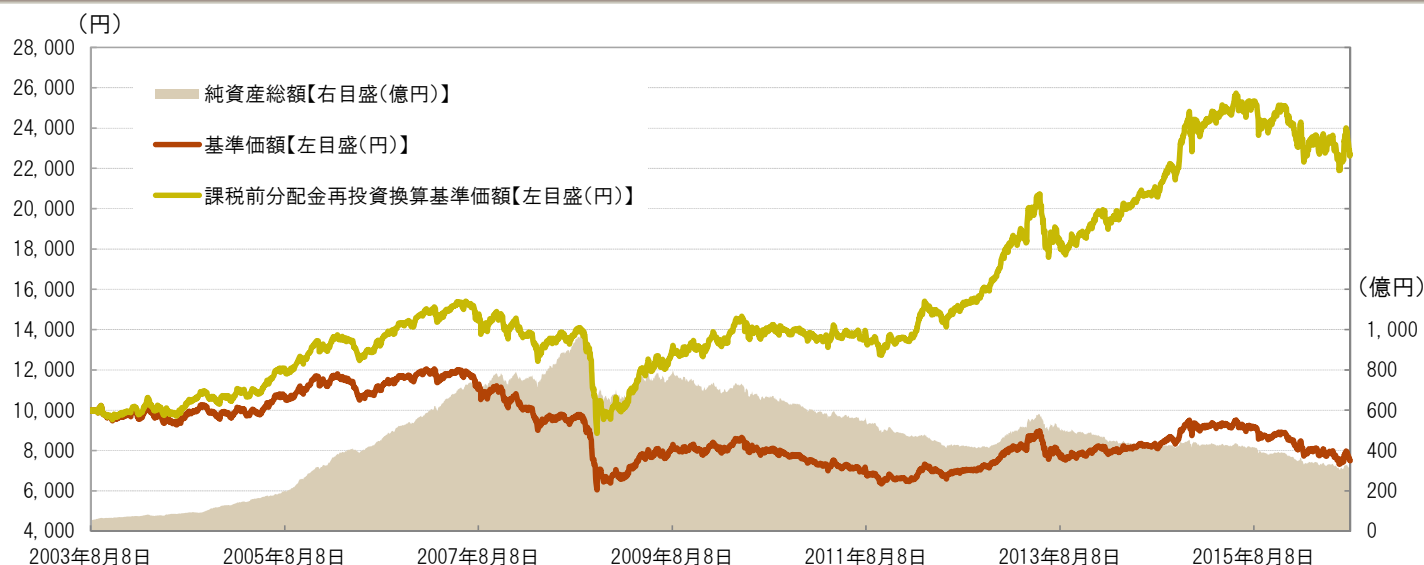
分配金(1万口当たり、課税前)

45円

基準価額(1万口当たり、分配落ち後)

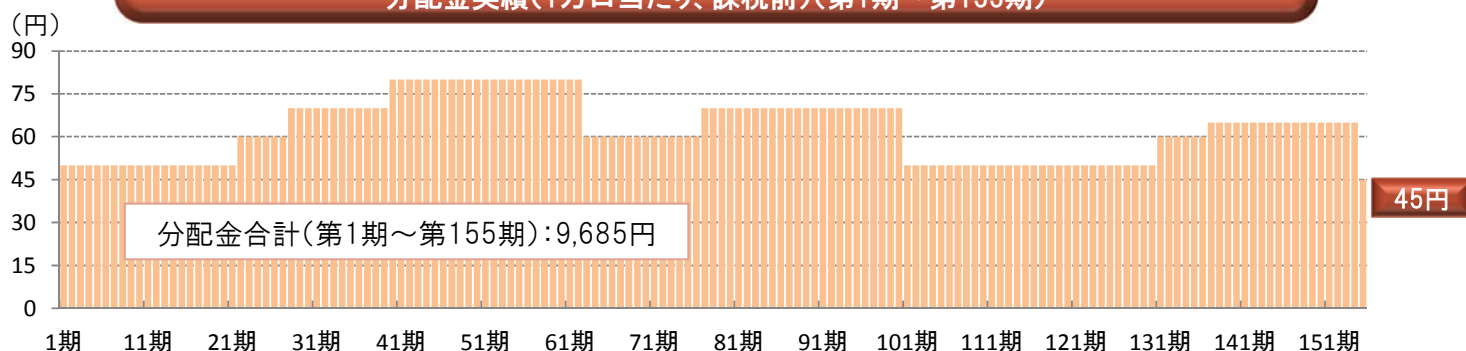
7,497円

基準価額等と分配金の推移(2003年8月8日(設定日)～2016年8月5日、日次)



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。また、課税前分配金再投資換算基準価額は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

分配金実績(1万口当たり、課税前)(第1期～第155期)



※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■上記は過去の実績・状況です。本見通しないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

分配金の引き下げについて

基準価額水準、市況動向に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額も減少傾向にあること等を総合的に勘案し、分配金を45円(1万口当たり、課税前)に引き下げることにいたしました。

当ファンドは、米ドル建の新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象としています。前回分配金を引き上げた2015年2月以降の米ドル建新興国債券市場は、中国景気に対する懸念の高まりや米国の利上げに向けた動き、原油価格の下落などを背景にほぼ横ばいとなりました。2016年2月中旬以降は、原油価格に底打ちの兆しが見え始めたことや米国の追加利上げ観測の後退などを背景に、米ドル建新興国債券市場は上昇基調となりました。為替市場は、米国と日本の金融政策の方向性の相違が意識されたことなどから、米ドルが円に対して上昇(円安)する場面がありました。しかし、2016年初の原油価格の一段の下落などをを受けてリスク回避姿勢が強まり、円高が進行しました。また、米国で一部の経済指標が市場予想を下回ったことなどを背景に米国の追加利上げ観測が後退したことなども米ドルが円に対して下落(円高)する要因となりました。

2015年2月以降の米ドル建新興国債券市場は上昇したものの、円高が大幅に進行したことなどから、円ベースで見た米ドル建新興国債券市場は下落しました。

上記のような状況を鑑み、当ファンドでは基準価額水準、市況動向に加え、経費控除後の配当等収益と売買益等の分配対象額も減少傾向にあること等を総合的に勘案し、分配金の見直しを行うことにいたしました。

今後の見通し、運用方針

新興国のファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)は好転の兆しが現れており、今後も緩やかなペースでの回復が見込まれると考えています。先進各国の政策当局が金融市場安定化策を加速させると見られること、米連邦準備理事会(FRB)も世界経済の減速リスクの高まりを受け、利上げに対してより慎重な姿勢を見せると予想されることなどから、英国の欧州連合(EU)離脱問題が新興国債券市場に与える影響も、短期的には限定的と見ています。ただし、長期的には世界経済の成長にマイナスの影響を与えると見ており、引き続き注意が必要と考えています。このような認識の下、当ファンドはリスクを管理しファンダメンタルズを重視した運用を行います。具体的には、世界経済や市場の不安定性に抵抗力を有する国を中心に配分する一方、市場の変動性の高まりから市場価格が発行体のファンダメンタルズからかい離し、バリュエーション面から割安であると判断した債券に対する投資機会を探る方針です。

2015年2月5日(前回の分配金引き上げ日)以降の新興国債券市場と為替レートの推移

新興国債券市場の推移

(2015年2月5日～2016年8月4日、日次)



為替レート(米ドル/円)の推移

(2015年2月5日～2016年8月4日、日次)



※円ベースの新興国債券は米ドル建のJPモルガンEMBIグローバル・ダイバースィファイドを三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

■上記は過去の実績・状況です。本見通し・分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、為替・税金・手数料等を考慮していません。■上記は指数を使用しています。指数については【本資料で使用している指数について】をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

ファンドの目的・特色

【目的】

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

【特色】

1 エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

- ◆新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー(新興国)】一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

2 新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

- ◆新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- ◆J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

3 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限の一部を委託します。

- ◆ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。後記「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

■ ファンドのしくみ: ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

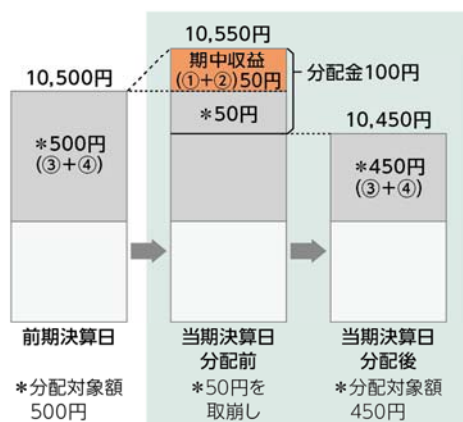


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

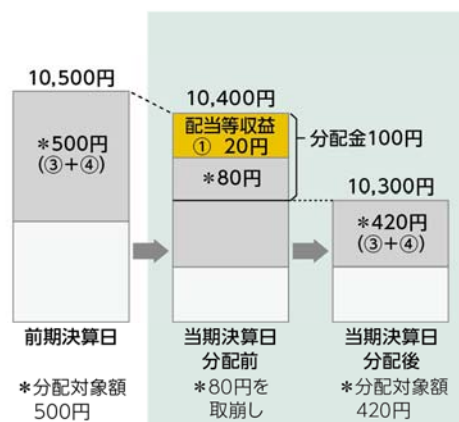
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



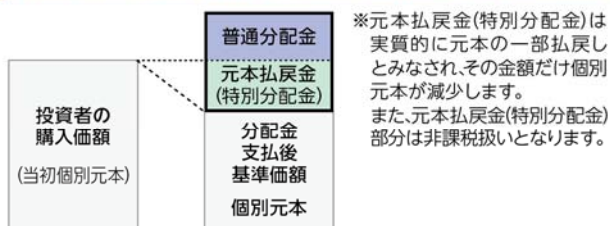
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見えなかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取り扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っているため、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

■ その他の留意点 | 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

【本資料で使用している指数について】

新興国債券 = JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国の債券発行残高に応じて構成比率を調整した指数です。同指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

- 購入単位 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
- 購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
※基準価額は1万口当たりで表示されます。

【換金時】

- 換金単位 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
- 換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

【申込について】

- 申込不可日 ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
- 申込締切時間 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
- 換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
- 購入・換金申込受付の中止 および取消し 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

【その他】

- 信託期間 2023年8月5日まで(2003年8月8日設定)
- 繰上償還 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。
- 決算日 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 毎月の決算時に分配を行います。販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
- 課税関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <u>上限3.24%(税抜 3.00%)</u> (販売会社が定めます。) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.5%</u> をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <u>年率1.6956%(税抜年率1.5700%)</u> をかけた額
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

- 本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-151034(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.am.mufg.jp/>

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBG日興証券株式会社(ダイレクトコース)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
光世証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第14号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第11号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○	○		
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○		○	

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。